

ダムの洪水調整について（既存ダムの洪水調節機能の強化）

公営企業局電気工水課

○概要

- ・水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向けた検討会議にて決定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日）に基づき、国管理の一級水系について、令和 2 年の出水期（6 月）から新たな運用を開始するもの。

【具体的な取り組み内容】

- ◆治水協定の締結（令和 2 年 5 月までに締結予定）
 - ・国（河川管理者）と全てのダム管理者及び関係利水者との間で、洪水調節可能容量、事前放流の実施方針、情報共有のあり方等についての協定を締結
- ◆河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備
 - ・協定に基づき、緊急時対応に必要となるダム水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを国に集約できるよう整備
- ◆事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映
 - ・国が策定する事前放流等に関するガイドラインに従い、ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、事前放流の操作方法等を既存の操作規程等への反映

○公営企業局の取り組み

【現状】 予備放流水位（常時満水位から 1 m 低い水位）で運用（事前放流は未実施）

【今後】 予備放流水位からさらに水位を低下させる事前放流を実施（既存設備で可能な範囲での対応）

<具体的な取り組み項目>

- ✓ 治水協定の締結（四国地方整備局高知河川国道事務所、県土木部、県公営企業局）
- ✓ 関係者との協議（土木部、農水利用者、地元自治体）
- ✓ ガイドラインに基づく実施要領の策定及びダム操作規程への反映（杉田ダム、吉野ダム）
- ✓ ダム情報のHPでの公表等

＜参考＞杉田ダム及び吉野ダムの概要

